



毎月10日発行



南城市知念 久高島

- | | |
|--|--|
| <p>1 謹んで新年のお慶びを申し上げます</p> <p>2 新年の御挨拶</p> <p>9 令和7年第二期優秀安全運転事業所表彰 受賞おめでとうございます
令和7年「九州管区警察局長・九州交通安全協会会長」連名表彰並びに全日本交通安全協会会長交通栄誉章「緑十字銅章」表彰伝達式 受賞おめでとうございます!!</p> <p>10 令和7年度 中部支部親善ボウリング大会を開催しました!
令和7年度 那覇支部“忘年会”を開催!</p> <p>11 令和7年度 第2回整備管理者研修の開催について</p> | <p>13 2025年度 安全性評価事業(Gマーク)沖縄県内から42事業所が認定されました!</p> <p>14 2025年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業認定事業所</p> <p>15 遠隔点呼・自動点呼解説パンフレット</p> <p>21 「年末・年始労働災害防止強調運動」実施中です!
～ 12月1日から1月31日～</p> <p>22 沖縄県交通遺児育成会に寄付金贈呈
協会日誌(行事予定)
会員だより</p> <p>裏表紙 2026年 交通安全 ～子どもたちの願い～ カレンダー</p> |
|--|--|

謹んで新年のお慶びを
申し上げます

旧年中は格別のお引立を賜わり

厚く御礼申し上げます

本年もよろしくお願ひ申し上げます

令和八年 元旦



〒900-0001 公益社団法人 沖縄県トラック協会
沖縄県那覇市港町二丁目五番二十三号
(九州沖縄トラック研修会館)

TEL(〇九八)八六三〇二八〇
FAX(〇九八)八六三一三五九一

会 長	新 城 英 一
副 会 長	伊 是 名 昇 英
副 会 長	新 垣 正 仙
副 会 長	上 原 勇 人
専 務 理 事	宇 崎 勉
常 務 理 事	仲 村 渠 邦 男



新年の御挨拶



公益社団法人 沖縄県トラック協会
会長 新城 英一

新年明けましておめでとうございます。

令和8年の新春を迎え、謹んで年頭の御挨拶を申し上げます。

昨年中の当協会への会員を始め関係者の皆様の多大なる御支援・御協力に衷心より御礼申し上げます。

令和7年6月4日、いわゆる「トラック適正化二法」が成立しました。主なポイントは、①許可の更新制度の導入、②「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限、③委託次数の制限、④違法な「白トラ」に係る荷主等の取締りです。また、同年4月1日には、荷主・物流事業者やトラック事業者等に対する規制的措置を定めた新物効法も施行されています。

これら法令の改正・施行の背景にはいくつかの困難な状況がありますが、私どもトラック運送事業者にとって喫緊の課題はドライバー不足の解消です。トラックドライバーの「働き方改革」を実現し、他産業に劣らない賃金水準へ引き上げて、トラックドライバーを魅力ある職業へと変えていかななくてはなりません。その努力の積み重ねの結果として、ドライバーの処遇改善と人材確保が始めて実現されるものと考えます。上記の改正等が課題解決の第一歩になるものと期待しています。

一方、これらの改正・施行に伴う取組みと並んで重要なのは安全対策への取組みです。後を絶たない飲酒運転や危険運転等の根絶を目指し、今後とも交通事故防止対策のさらなる充実強化に取り組んでまいります。

適正化事業についても一層の推進が必要です。適正化事業指導員による巡回指導で総合評価がD・Eの全ての事業所を対象に、巡回指導の頻度を高め、法令遵守の徹底を図ってまいります。また、国土交通省が設置した「トラック・物流Gメン」と連携し、「Gメン調査員」として荷主・元請け事業者の違反原因行為の調査等に協力していく所存です。

当協会独自の課題としては、那覇港湾地域内におけるシャーシプールの確保に向けた取組みがあります。昨年7月15日、代表5名が那覇港管理組合議会の仲村家治議長を表敬訪問し、『陳情書』（「那覇港内におけるシャーシ等の輸送資機材置き場の確保について」）を提出しました。この関連で、同年11月13日に那覇港管理組合議会から参考人招致があり、協会代表による意見陳述を行いました。この課題解決に向け、今後も協会をあげて取り組んでまいります。

結びに、県民の生活（くらし）と経済のライフラインを担う「エッセンシャル」業態として、その誇りと使命を自覚しつつ、本年も輸送の安全確保と県民生活の向上に全力を注いでまいります。昨年と同様、会員をはじめ皆様の更なる御支援・御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。新年の御挨拶といたします。



令和8年 年頭所感



公益社団法人 全日本トラック協会

会長 寺岡 洋一

令和8年を迎えるにあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年6月、前任の坂本克己最高顧問の後任として全日本トラック協会の会長に就任しました。昨年は私個人にとっても、そしてトラック運送業界にとっても激動の年だったといえるでしょう。

まず、昨年4月には「改正物流法」（新物流効率化法、改正貨物自動車運送事業法）が施行され、5月には「取適法」（製造委託等に係る中小受託事業者に対する支払の遅延等の防止に関する法律）が成立し、今年1月1日から施行されました。そして、6月には「トラック適正化二法」（改正貨物自動車運送事業法、貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律）が成立しました。また11月の与野党合意により、今年4月1日に軽油引取税の暫定税率が廃止されることになりました。軽油引取税の暫定税率廃止に伴い、運輸事業振興助成交付金の維持に向け、超党派による議員立法で先の臨時国会に「運輸事業振興助成法改正案」（運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律案）が提出されました。令和13年3月31日までの5年間、現行の交付金制度が維持される内容となっています。

トラック適正化二法の成立や運輸事業振興助成法改正案の国会提出に至ったのは、国会議員の先生方や国土交通省をはじめとした関係省庁及び労働組合のご理解はもとより、業界の皆様が一致団結して必死に汗を流してきた結果だと考えております。改めて、業界の皆様方のご尽力に心より御礼申し上げますとともに、運輸事業振興助成法改正案の早期成立に向け、引き続き関係の皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

トラック適正化二法では、改正貨物自動車運送事業法のなかで、①トラック運送事業の許可について5年ごとの更新制の導入、②国土交通大臣が定める「適正原価」を下回る運賃・料金の制限、③再委託の回数を2回以内に制限するよう努力義務化、④違法な白ナンバートラックの利用を禁止し（罰則付）、荷主等に対しては是正指導も実施——などを盛り込んでいます。

また、この事業法を担保するための「貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律」（新法）は、①基本方針の策定、②法制上の措置等、③物流政策推進会議——を柱としています。トラック適正化二法で示された内容が実現した暁には、業界を取り巻く景色が一変するのではないかと感じています。

全ト協では、私が委員長を務める、本件に特化した「トラック適正化二法対策委員会」を新たに立ち上げ、昨年8月27日に第1回委員会を開催しました。第1回委員会では、委員会設立の意義と経緯について説明した上で、「改正事業法の全面施行まで3年。業界の健全な発展に向けて、本日お集まりの皆様が一致団結して、全面施行に向けて精一杯取り組んでいきたい」と決意を述べました。

今年4月には、「委託次数の制限」と「違法な白トラに係る荷主等の取り締まり」が施行され、続く第2段階は、公布後3年以内に施行とされており、令和10年春頃になると思われますが、ここから「許可更新制度」と「適正原価の遵守義務」が施行することになります。

全ト協では今後も、国交省と強く連携しながら、トラック適正化二法の全面施行に向けて準備を進めてまいります。

燃料価格をはじめとする輸送コスト上昇分や、ドライバーの労働条件改善を進めるための原資については、荷主に対して適切に運賃・料金として転嫁していくことが基本であり、トラック運送事業者が適正な運賃・料金を収受できる環境を整備することが重要であると考えます。そうした中で高騰する輸送コストや人件費等の上昇分を荷主に転嫁できていない運送事業者が少なくありません。荷主からコスト上昇分を運賃・料金として適正に収受できなければ、運送事業者の多くが持続可能な事業経営を行うことができなくなります。一方で、車両価格について、アルミや半導体等原材料費の高騰、あるいは安全や環境性能向上のための装備が増えることなどによって価格が高騰しており、全ト協として車両価格の高騰問題についてももしっかり対応してまいります。

さらに昨年9月、軽油価格カルテルの疑いで公正取引委員会により石油販売会社に対し、犯則調査が行われました。大変遺憾なことであり、全ト協としては、徹底的な事実解明と厳正な対処を求めるとともに、公取委の動向を注視し適宜対応を図ってまいります。

現在、国交省では、トラック適正化二法で規定された適正原価の算定に向けた準備が進められております。適正原価という指標を国に示していただくことは大変ありがたいことであり、法的根拠のある適正原価が導入されることで、荷主が運送事業者に対して不当な運賃で輸送を依頼することへの大きな抑止力になることが期待されます。

一方、適正原価の算定にあたっては、現在、国交省において、全事業者を対象に実態調査を実施しており、本調査では全国のトラック運送事業者から原価構造等のデータを提供いただく必要があります。会員事業者の皆様には必ず回答をお願いいたします。

併せて、全ト協では、適正原価の実効性を高めるとともに、運送事業者が適正な運賃・料金を収受できる環境の整備を進めるために、国交省をはじめとした関係省庁と連携し、独占禁止法や取適法における取締りや指導の強化、令和6年11月に体制が強化されたトラック・物流Gメンによる情報収集や荷主等による悪質な行為に対する是正指導の強化等を通じて、輸送コスト上昇分やドライバーの待遇改善に向けた原資を確保できるような取引環境の整備に向け、しっかりと取り

組んでいきたいと考えています。

昨年4月に施行された改正物流法では、荷主や物流事業者等に対し、トラックドライバーの荷待ち時間等の短縮、積載率の向上等に資する取り組みを行う努力義務を課しているほか、元請事業者に対し、実運送事業者の名称等を記載した実運送体制管理簿の作成を義務付けるとともに、荷主およびトラック運送事業者等に対し、運送契約締結時の書面交付等を義務付けています。

さらに、本年4月から、一定規模以上の荷主に対して、物流統括管理者（CLO）の選任、中長期的な計画の作成や取り組み状況の報告等が義務付けられます。取り組みの実施状況が不十分な場合は、勧告・命令が実施されることとなります。

これらにより、物流業界の多重下請構造を是正し、実運送事業者の適正な運賃収受を図っていくこととなります。

全ト協では、改正物流法を解説する会員事業者向けホームページを開設したほか、実務者向けに法改正の内容を分かりやすく解説する動画を公開するなど、会員事業者の理解促進に取り組んでいます。

また、運送契約の範囲や運賃・料金の明確化を図るため、運送契約締結時に、運送サービス（附帯業務等も含む）の内容やその対価等について記載した書面の交付が運送事業者と荷主の双方に義務付けられたことを受けて、全ト協では会員事業者が荷主との運送契約を円滑に、かつ効率的に締結できるよう、「運送申込・書面化アプリ」を開発し、デジタル化対応が進んでいない中小運送事業者に無償で提供しています。

併せて、全ト協では国交省と連名でリーフレットを作成し、事業者や荷主に向けた広報活動を展開するなど、業界全体で発信力を高め、改正物流法の周知徹底に努めたいと考えています。

トラック運送業界は、「安全で安心な輸送サービスを提供し続けること」が社会的使命であり、常に「安全」を最優先課題と位置付けながら事業を展開しなければなりません。

しかしながら、事業用トラックが第1当事者となる死亡事故件数は令和6年よりも減少しているものの、依然として多い状況にあります。また、根絶すべき事業用トラックによる飲酒事故も依然として発生しているほか、大型車による車輪脱落事故も発生しています。

国交省では、令和7年度までを計画期間とする「事業用自動車総合安全プラン 2025」に代わる次期総合安全プランの策定に向けた準備を進めています。全ト協では、次期総合安全プランを受けて策定する次期「トラック事業における総合安全プラン」に基づき、事業用トラックが関係する交通事故による死傷者数等の目標達成を図ります。会員事業者の皆様におかれましては、今一度基本に立ち返り、緑ナンバーの自信と誇りをもって安全運行の徹底に努め、安全・安心な輸送の確保をお願い致します。

気候変動をもたらす地球温暖化防止のため、全ト協では2050年のカーボンニュートラルを目指し、「トラック運送業界の環境ビジョン 2030」を定めています。本ビジョンのメイン目標として、トラック運送業界全体の2030年のCO₂排出原単位を2005年度比で31%削減することを掲げ、環境対応車導入促進助成事業や「トラックの森」づくり事業などの取り組みを引き続き推進してまいります。また、「黄金のペットボトル」など社会問題化するゴミのポイ捨て問題についても、業界全体の意識の向上を図るため、会員事業者の皆様のご協力をお願いいたします。

トラック運送事業者が「国民生活と経済のライフライン」としての機能を果たし続けていくためには、利用者目線の計画的な道路整備の推進が必要です。

道路を使用するドライバーの労働環境改善の観点から、暫定2車線区間の4車線化やミッシングリンクの解消、渋滞対策の推進、高速道路のサービスエリア（SA）・パーキングエリア（PA）などにおける駐車スペースの整備・拡充など、多くのトラック運送事業者の輸送効率化に繋がる道路整備の推進が求められます。また、トラック輸送は国民生活と産業活動を支える公共的物流サービスの担い手であることから、運送事業者にとって利用しやすい高速道路料金水準が求められます。

全ト協では全国道路利用者会議と連携して、我が国の生産性を向上させ、成長力および国際競争力を強化するため高規格道路のミッシングリンクの解消や暫定2車線区間の4車線化、重要物流道路の整備推進など幹線ネットワークの強化を国交省等に働きかけていきます。また、高速道路料金について、利用に応じた料金制度としつつ、運送事業者向け割引の継続を強く求めていきます。さらに、ドライバーの働き方改革や生産性向上、カーボンニュートラル推進を図るため、利用者目線での渋滞対策の実施、道の駅などの休憩施設の機能強化、中継物流拠点の整備および交通結節機能の強化などを求めていきます。

SA・PA、道の駅における駐車スペースや休憩・休息施設は、労働関係法令の遵守およびドライバーの労働環境改善のためには必要不可欠な施設であることから、全ト協では、SA・PA、道の駅における大型車および特大車用の駐車スペースや休憩・休息施設となる建屋内設備の整備・拡充、特にシャワー施設の設置箇所拡大について、引き続き国交省等に対して要望活動を行ってまいります。

我々トラック運送事業者の願いは、エッセンシャルワーカーとして物流の現場で日々奮闘しているドライバーに、夢や希望、誇りを胸に、「我々が日本のくらしと経済を支えている」との熱い思いをもちながら、日々仕事をしてもらうことに他なりません。

多くの運送事業者が荷主等に対して果敢に運賃・料金交渉を行い、適正運賃・料金を収受することで、ドライバーの地位向上と労働条件の改善が図られるとともに、それが安定的な物流の確保に繋がり、国民経済の健全な発展に寄与するのです。

スピード感をもちながら重点的に解決していかなければならない課題は、地域によって温度差があり様々です。私は、「業界内の風通しを良くしていくこと」も非常に重要であると考えています。会員事業者の皆様方から、様々な課題を全ト協に対し積極にご提供いただくとともに、全ト協としては、そうしたお声に真摯に耳を傾け、「会員ファースト、業界ファースト」で業界の健全な発展に資する諸施策を強力に推し進め、個々の事業者の持続的な成長に繋げていきたいと考えております。

会員事業者の皆様方のますますのご発展とご健勝、ならびにご多幸を心より祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。



年頭のご挨拶



内閣府沖縄総合事務局

運輸部長 本村 龍平

新年明けましておめでとうございます。

謹んで新年のお慶びを申し上げますとともに、令和8年の年頭にあたりご挨拶を申し上げます。

公益社団法人沖縄県トラック協会並びに会員の皆様におかれましては、平素より、経済の血流ともいえる物流を支え、県民生活や経済活動に必要な物流インフラの担い手として第一線でご活躍いただいていることに、深く敬意を表するところです。

さて、我が国の物流については、物流2024年問題として社会的関心を非常に集めました。が、「物流革新に向けた政策パッケージ」に基づく官民の取組や関係者の皆様方の御尽力によりまして、現時点では何とか物流の機能を維持できているという状況です。

しかしながら、トラックドライバーの担い手不足が引き続き深刻な状況にあることは変わりません。我が国の物流機能を維持するためには、トラック運送業の取引環境及び労働環境の改善を図り、トラック業界に従事する方々が夢と誇りを持って働ける魅力的な職場とすることが必要不可欠と考えております。

そうした中で、トラックドライバーに対する時間外労働の上限規制の適用が一昨年4月からスタートし、また、物流効率化や取引環境の適正化を図るための荷主等に対する規制措置の導入などを定める改正物流法が昨年4月より一部施行されました。さらには、昨年6月に適正原価制度の導入等を盛り込んだ「トラック適正化二法」が議員立法により成立し、本年4月から違法な「白トラ」に係る荷主等の取締りなどの一部の施行が予定されておりますので、施行に向けた準備を着実に進めてまいります。

このほか、一昨年11月に改組したGメン調査員を含む「トラック・物流Gメン」は昨年の10月と11月に集中監視月間を実施し、これまでに全国の荷主等に対して2,300件超の是正指導を行うなど直実に成果を挙げてきております。引き続き、関係行政機関とも連携し荷主事業者等に起因する違反原因行為が解消され、トラック事業の取引環境及び労働環境が改善されるよう引き続き様々な取組を進めてまいります。

公益社団法人沖縄県トラック協会並びに会員の皆様には、沖縄総合事務局の行政に引き続きのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、新しい年が協会並びに皆様にとって希望に満ちた飛躍の年となることを祈念し、年頭の挨拶とさせていただきます。



年頭の御挨拶

沖縄県企画部

部長 武田 真



はいさい いいそーぐわち でーびる
新年明けましておめでとうございます。

公益社団法人沖縄県トラック協会並びに会員の皆様におかれましては、気持ちも新たに、新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

平素より本県における運輸行政への多大なご理解とご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴協会並びに会員の皆様には、長年にわたり、県民生活の安定と沖縄経済・産業の発展に重要な役割を担っていただいておりますことに、感謝申し上げます。

また、沖縄県との「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書」に基づき、災害時における、地域のライフライン維持に向けた体制を構築して頂いておりますことに、重ねて感謝申し上げます。

本県経済は、観光需要の増加や個人消費の拡大が見込まれ拡大基調にあり、地域社会の発展を支える物流業界の役割は、今後ますます重要性を増すものと考えております。

一方で、トラック運送業においては、安定的な物流体制を確保するうえで、人手不足が課題となっており、貴協会におかれましては、「トラックフェスティバル」による業界の魅力発信や、研修派遣による若手ドライバーの育成など、人材確保・育成に向けた様々な取組を実施していることと存じます。

沖縄県では、「交通事業者運転手等確保支援事業」等を通じて、業界の人材確保を支援しており、これが少しでも現場の皆様の力となることを願っております。

また、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画で掲げる「強くしなやかな自立型経済」の構築や「持続可能な海洋島しょ圏」の形成を目指しており、その実現に向け、物流業界における安全対策や環境対策等の取組の支援など、引き続き、トラック運送業界の持続可能な発展を県全体で後押ししていく所存であります。

今後も、本県の物流体制の安定的な構築に向け、貴協会並びに会員の皆様と共に歩んでまいりたいと存じます。引き続き、運輸行政へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、貴協会の益々の御発展と会員の皆様の御健勝と御多幸を祈念いたしまして、年頭のご挨拶といたします。



年頭のご挨拶

沖縄県警察本部

交通部長 山内 敏雄



謹んで新年のお慶びを申し上げます。

公益社団法人沖縄県トラック協会の皆様におかれましては、平素より交通安全活動をはじめ、警察行政各般にわたり深い御理解と御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

当県では、近年、自動車保有台数や運転免許保有者が年々増加し、交通事故の増加が懸念される中、貴協会をはじめとして各種機関・団体及び交通ボランティアの皆様方等が県警察と連携して、交通事故抑止の各種取組を推進するなど御尽力いただいていることに改めて感謝申し上げます。

特に貴協会におかれましては、トラックの日の記念イベント「トラックフェスティバル」を始め、「トラックドライバー・コンテスト」や「セーフティードライブ・チャレンジ」等の各種イベントを通じた交通事故防止活動、貴協会機関紙「トラック情報」への交通情報掲載による広報啓発活動等、様々な場面において御協力を賜っているところであります。

本県の大きな社会問題の一つとなっている飲酒運転につきましては、人身事故全体に占める飲酒絡み事故の割合が全国に比べ高い値で推移しているほか、依然として飲酒運転で検挙される者が後を絶たない現状にあります。

飲酒運転を根絶するためには、飲酒運転による交通事故の悲惨さ、それに伴う代償の大きさなどを県民一人一人が自らの問題として受け止め、「飲酒運転しない・させない・許さない」という気運を醸成していくことが非常に重要であり、事業所等における飲酒運転根絶対策を始め、県民への飲酒運転根絶の更なる浸透を図るための各種取組を継続していく必要があると考えております。

また、本年4月1日より、「自転車における交通反則通告制度」が導入されますが、これにより自転車利用者の交通ルールに遵守を促すとともに、自動車等の運転者にも、車道を通行する自転車を追い越す際には十分な間隔と安全な速度を保つことが求められることとなります。

貴協会におかれましても、本年も引き続き、貨物運輸業務に携わるプロとして、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を徹底していただきますとともに、交通事故防止や、飲酒運転根絶等の各種取組に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、公益社団法人沖縄県トラック協会のますますの御発展と会員の皆様の御健勝、御多幸を祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。



令和8年 年頭あいさつ

沖縄労働局

局長 柴田 栄二郎



明けましておめでとうございます。

旧年中は沖縄労働局の行政運営につきまして、格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、貴協会並びに会員事業者の皆様方には、日頃から陸上貨物運送事業労働災害防止協会沖縄支部との連携による労働災害の防止に積極的に取り組んでおられることに、心から敬意を表します。

昨年の雇用情勢を見ると、入域観光客数の増加により一部で堅調な動きがあったものの、求人の動きに落ち着きが見られました。一方で、物価上昇などの影響により高年齢の求職者割合が増加し、また、働き方や休み方が多様となる中で、求人・求職のミスマッチにより、多くの事業主から人手不足の声があがりました。

今後も人手不足が見込まれる中、従業員の確保や離職を防ぐためには、生産性向上による賃上げや正社員化などの処遇改善、また誰もが働きやすく、意欲・能力を存分に発揮できる職場環境の改善が重要となります。

沖縄労働局では、運輸分野の関係団体を構成員とした人材確保対策推進協議会（運輸分野）を5月に開催し、多くの求職者に対し、運輸分野の仕事の魅力や仕事のイメージを発信することができ、今後の人材確保対策の一助となるような取組を進めることができました。

一方、県内の労働者の安全と健康を取り巻く状況は、労働災害による死傷者数や健康診断における有所見率ともに高い水準を示し、これらの改善が重要な課題となっています。陸上貨物運送事業における休業4日以上死傷者数は、令和7年10月末速報値で64人に上り、車両等からの墜落・転落や転倒、人力運搬車（カゴ車等）に挟まれる災害が多く発生しています。また、運輸交通業における健康診断有所見率は、全業種平均の70.7%を上回る76.8%に上り、生活習慣病関連の所見が高くなっています。人手不足が深刻化する中で、人材確保・定着と、労働災害防止や労働者の健康確保など職場環境の改善は、安定的な企業経営にとって重要な要素であります。

当局では、昨年と同様に人材確保対策推進協議会を開催し、貴協会、各業界団体等と課題を共有し、連携して人材確保に取り組んでまいります。また、第14次労働災害防止計画に基づき、死亡災害の撲滅、休業災害の防止、「うちなー健康経営宣言」事業場の拡大等に取り組んでまいりますので、貴協会におかれましても、安全衛生意識の高揚を図り、自主的な安全衛生活動に取り組んでいただきますよう、何卒お願い申し上げます。

また、働き方改革関連では、時間外労働の上限規制がトラック運転者においても適用されております。当局におきましては、①発着荷主に対する長時間の荷待ちの改善の要請②指導員による個別訪問での指導・助言③業界団体未加入者への法令周知等を含め取り組んでまいります。会員各社におかれましても、引き続き長時間・過重労働の防止等に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。結びに、貴協会の益々の御発展と、会員の皆様の御健勝、無事故・無災害を祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。

令和7年 第二期優秀安全運転事業所表彰

受賞おめでとうございます

令和7年第二期優秀安全運転事業所表彰式が11月17日(月)、沖縄県警察運転免許センターにおいて挙行され、当協会会員事業者から金賞4事業者、銀賞3事業者の計7事業者が受賞されました。

この表彰は、交通安全に深い理解を示し、自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書及び分析資料を活用した積極的かつ適切な安全運転管理に努めるなど交通事故の防止に抜群の貢献をされた事業所に対する表彰でございます。誠におめでとうございます。

今後益々のご活躍を期待申し上げます。

【金賞】

- ・琉球倉庫運輸株式会社
- ・株式会社りゅうせき（輸送事業部陸上輸送担当）
- ・沖縄西濃運輸株式会社 豊見城物流センター
- ・NXキャッシュ・ロジスティクス株式会社 沖縄センター

【銀賞】

- ・ブルーラインサービス株式会社
- ・沖縄西濃運輸株式会社 宜野湾支店
- ・株式会社琉球通運航空



令和7年「九州管区警察局長・九州交通安全協会長」連名表彰並びに 全日本交通安全協会長交通栄誉章「緑十字銅章」表彰伝達式

受賞おめでとうございます!!

令和7年12月5日(金)に那覇警察署内訓授場において標記表彰伝達式が挙行され、当協会会員事業者から優良運転者として2名が受賞されました。

本表彰は、交通規則の遵守と永年の無事故運転に加え、現に自動車運転に従事する中で常に模範的な運転を実践している点が高く評価されたものです。誠におめでとうございます。

今後一層の交通安全活動の推進を期待しております。

☆令和7年「九州管区警察局長・九州交通安全協会長」連名表彰受賞

優良運転者 糸数 幸次
(沖縄郵便通送株式会社)

☆令和7年 全日本交通安全協会交通栄誉章「緑十字銅章」受賞

優良運転者 内間 紀子
(沖縄荷役サービス株式会社)



受賞者の皆様

令和7年度 中部支部親善ボウリング大会を開催しました!

令和7年11月16日(日)にドラゴンボウル(沖縄市)にて、中部支部親善ボウリング大会を開催しました。中部支部会員10事業者から52名が参加し会社の垣根をこえて親睦を深めることができました。

このたびは景品をご提供いただき、またお忙しい中ご参加くださいました皆様ありがとうございました。



集合写真



団体1位 太平運輸(株)



会場の様子

令和7年度 那覇支部“忘年会”を開催!

令和7年11月28日(金)に、ホテルモーリアクラシック沖縄にて那覇支部“忘年会”を開催し、来賓、関係機関、支部会員事業者から148名が参加しました。和やかな雰囲気の中、今年一年を振り返りながら交流を深める機会となりました。

那覇支部では、今後も会員相互の交流促進と地域に根ざした活動に努めてまいります。



開会の挨拶 上原支部長



御来賓挨拶 新城会長



乾杯の音頭
那覇地区交通安全協会 新垣会長



余興
OKINAWA AMERICANA



余興
沖ト協青年部協議会



中締め 吉里副支部長

会員事業者 各位

(公社) 沖縄県トラック協会会長
(公印省略)

令和7年度 第2回整備管理者研修の開催について

平素は、当協会の業務運営にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、沖縄総合事務局車両安全課より研修案内がございます。受講を希望される会員事業者は下記をご確認の上、お申込みいただきますようお願い申し上げます。

記

1. 整備管理者（選任前）研修

(1) 研修の対象者

○整備管理者に選任される予定の者

※整備管理者（選任前）研修を過去に受講された方、自動車整備士（1・2・3級）の国家資格をお持ちの方は受講する必要はありません。

(2) 研修日程及び会場

研修年月日	研修時間	会場名	会場住所
令和8年1月15日	13:30~17:00	宮古地区トラック事業協同組合 (研修室)	宮古島市平良字 久貝1205-1
令和8年1月26日	9:00~12:30	陸運事務所(会議室)	浦添市港川512-4
令和8年1月26日	13:30~17:00	陸運事務所(会議室)	浦添市港川512-4
令和8年1月27日	9:00~12:30	陸運事務所(会議室)	浦添市港川512-4
令和8年1月27日	13:30~17:00	陸運事務所(会議室)	浦添市港川512-4
令和8年1月29日	13:30~17:00	八重山トラック事業協同組合 (研修室)	石垣市字真栄里 865-11
令和8年2月5日	13:30~17:00	大西区公民館(大ホール)	名護市大西3-8-12

2. 整備管理者（選任~~後~~）研修

(1) 研修の対象者

○自動車運送事業に整備管理者として新たに選任された者（選任した年度の翌年度末までに受講すること）、又は、整備管理者として既に選任されており、前年度に研修を受講していない者。

(2) 研修日程及び会場

研修年月日	研修時間	会場名	会場住所
令和8年1月16日	9:00~12:00	宮古地区トラック事業協同組合 (研修室)	宮古島市平良字 久貝1205-1
令和8年1月30日	9:00~12:00	八重山トラック事業協同組合 (研修室)	石垣市字真栄里 865-11
令和8年2月6日	9:00~12:00	大西区公民館(大ホール)	名護市大西3-8-12
令和8年2月13日	9:30~12:30	陸運事務所(会議室)	浦添市港川512-4
令和8年2月13日	13:30~16:30	陸運事務所(会議室)	浦添市港川512-4

3. 申込方法 【申込期間】令和7年12月1日(月)～各研修開催日の1週間前まで

下記URLまたはQRコードの【国土交通省】「自動車整備関係研修オンライン予約システム」にて期間内に受講申込みをしてください。※申込期間内であっても定員に達し次第、申込みを終了いたします。

予約システム URL <https://seminar-reservation.jp/seminar>

操作方法に関するお問合せ先

研修予約サイトトップページ、各種研修のページの☒お問い合わせフォームにご質問ください。

4. 受講に必要な書類

- ①受付完了の電子メールを印刷したもの(1部)もしくは、受付完了の電子メール画面(スマホ画面等)
- ②身分証(免許証やマイナンバーカード等)
- ③筆記用具



5. 注意事項

- ・各研修開始時間の30分前より受付を開始いたします。
- ・申込者数によっては、開催しない若しくは会場を集約して実施する場合がございます。
- ・駐車場には限りがございますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。

研修に関する問合せ先：沖縄総合事務局車両安全課整備係 TEL：098-866-0031（内線 85447）

※沖縄総合事務局では操作方法のお問い合わせには対応していません。

2025年度 安全性評価事業(Gマーク) 沖縄県内から42事業所が認定されました!

2025年度「安全性優良事業所」として沖縄県内から12事業所が新たに認定されました。

本認定制度は、一般消費者や荷主企業が、より安全性の高いトラック運送事業所を選びやすくするとともに、トラック業界全体の安全性向上に対する意識を高めてもらうことを目的とし、平成15年に制定されました。認定されると国土交通省や全日本トラック協会からのインセンティブの付与や、一部損保会社から保険料の割引を受けられる等のメリットもあります。

2025年度における沖縄県内の安全性優良事業所は、新規12事業所、初回更新11事業所、2回目更新8事業所、3回目更新2事業所、4回目更新4事業所、5回目更新5事業所の計42事業所が認定されました。

全国で認定された事業所は2025年度に7,223事業所、既存認定事業所とあわせると29,206事業所が認定（2025年12月16日現在）を受けています。

Gマーク取得に関しご興味（お話を聞いてみたい等でも構いません）のある事業所は相談を受け付けておりますのでご連絡くださいますようお願いいたします。

問い合わせ先：(公社) 沖縄県トラック協会

適正化事業課

TEL：098-863-0280

2025年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業認定事業所

No.	事業者名	住 所
1	琉海口ジスティクス株式会社 本社営業所	沖縄県うるま市勝連南風原5194番地35
2	沖縄ヤマト運輸株式会社 石川営業所	沖縄県うるま市石川2378-2、2414-1、2414-5
3	株式会社OTM 車両輸送センター	沖縄県浦添市勢理客二丁目13番1号
4	株式会社沖縄マテリアル輸送 浦添営業所	沖縄県浦添市伊奈武瀬1丁目6番1号
5	沖配引越センター有限公司 本社営業所	沖縄県浦添市屋富祖2丁目31-22
6	国際輸送株式会社 本社営業所	沖縄県浦添市西洲2丁目9番6号
7	沖縄ヤマト運輸株式会社 前田営業所	沖縄県那覇広域都市計画事業・浦添南第一土地区画整理事業地内25街区6、9、5画地
8	株式会社ひかり物流 港川営業所	沖縄県浦添市港川427番3
9	琉球通運株式会社 TC-1	沖縄県浦添市伊奈武瀬1丁目9番6号
10	熊本交通運輸株式会社 沖縄営業所	沖縄県浦添市西原4丁目11番11号
11	マルエー物流株式会社 配送センター営業所	沖縄県浦添市伊奈武瀬1丁目9番5号
12	株式会社ひかり物流 本社営業所	沖縄県浦添市西洲2丁目5番地1
13	株式会社南日本警備保障 株式会社南日本警備保障	沖縄県沖縄市大里1-19-39
14	株式会社サカイ引越センター 沖縄支社	沖縄県沖縄市美里1丁目26番50号
15	サンエー運輸株式会社 本社	沖縄県宜野湾市大山7丁目1番13号
16	沖縄配送株式会社 本社営業所	沖縄県宜野湾市伊佐1-7-17
17	株式会社沖縄マテリアル輸送 西崎営業所	沖縄県糸満市西崎町5丁目1-5
18	トランスファシステムサポート株式会社 本社営業所	沖縄県糸満市西崎町4-15-3
19	琉球倉庫運輸株式会社 港町物流センター	沖縄県那覇市港町3-6-11
20	株式会社みつや 株式会社みつや	沖縄県那覇市曙一丁目5番12号
21	大丸重機株式会社 本社営業所	沖縄県那覇市港町3-7-66
22	沖縄ヤマト運輸株式会社 那覇空港前営業所	沖縄県那覇市字鏡水崎原地先
23	株式会社嶋運送 本社営業所	沖縄県那覇市港町2丁目5番8号 浜崎商事ビル2-C
24	TSネットワーク株式会社 沖縄流通センター	沖縄県那覇市港町4-3-16
25	第一物流株式会社 第一物流株式会社	沖縄県那覇市西二丁目27番1号
26	南西流通サービス株式会社 本社営業所	沖縄県那覇市港町2丁目6番18号
27	海邦サントリーロジスティクス株式会社 本社営業所	沖縄県那覇市安謝628
28	株式会社琉球通運航空 本社営業所	沖縄県豊見城市字豊崎3番地26
29	株式会社ハート引越センター 沖縄営業所	沖縄県豊見城市豊崎3-71
30	株式会社おなが運輸 株式会社おなが運輸	沖縄県豊見城市字翁長834番地4
31	OAS運輸株式会社 本社営業所	沖縄県豊見城市字与根491-2
32	沖縄NXエアカーゴサービス株式会社 OAS航空物流センター	沖縄県豊見城市与根491-2
33	有限会社東栄運輸 有限会社東栄運輸 本社営業所	沖縄県名護市字屋部1813番地1
34	株式会社沖縄マテリアル輸送 金武営業所	沖縄県国頭郡金武町字金武8033
35	北部港運株式会社 本部営業所	沖縄県国頭郡本部町字崎本部5204
36	沖縄ヤマト運輸株式会社 宜野座営業所	沖縄県国頭郡宜野座村惣慶1549、1549-3
37	株式会社沖縄マテリアル輸送 嘉手納営業所	沖縄県中頭郡北谷町字砂辺481
38	グローバル運輸株式会社 北谷営業所	沖縄県中頭郡北谷町字吉原623-1
39	有限会社ヒコ建設 (有)ヒコ建設営業所	沖縄県中頭郡中城村字屋宜271番地
40	沖縄ヤマト運輸株式会社 中城営業所	沖縄県中城村字南上原地区土地区画整理地内32街区3画地
41	株式会社東産業 本社営業所	沖縄県中頭郡西原町小那覇1084
42	株式会社豊原運送 本社営業所	沖縄県島尻郡八重瀬町字安里570-1

遠隔点呼・自動点呼 解説パンフレット



ICTを活用した点呼制度

遠隔点呼

要件を満たす機器・システムを用いて、運行管理者等と運転者等が離れた場所から、ビデオ通話のような形で点呼を実施する制度。



自動点呼

国土交通省の認定を受けた機器・システムを用いて、運行管理者等が作成した点呼予定に基づいて運転者等が運行管理者等の立ち会いなしに点呼を実施する制度。



事前の点呼予定入力

点呼機器を用いて立ち会いなしで点呼実施

1

ICTを活用した 点呼制度

対面点呼と遠隔点呼・自動点呼との違い
運行の安全を確保するため、点呼は原則対面で実施することとされていますが、「対面による点呼と同等の効果を有するもの」として国土交通大臣が定める方法」として、遠隔点呼や自動点呼などのICTを活用した点呼が認められています。

対面点呼		遠隔点呼	自動点呼
運行管理者等	本人が所属する 営業所または車庫	本人が所属する 営業所または車庫	— ※点呼実施中の所在は問わない
実施場所	本人が所属する 営業所または車庫	本人が所属する 営業所・車庫・ 事業用自動車内・宿泊施設・待合所・ その他これらに類する場所	
実施方法	対面で実施 	要件を満たす機器・システムを用いてビデオ通話のような形で遠隔で実施 	国土交通省の認定を受けた機器・システムを用いて運行管理者等の立ち会いなしで実施
記録・保存方法	紙の記録簿に 手動で記録・保存 	システム上に自動で記録・保存 メリット ★記録簿の作成に要する時間の短縮 ★記録の保存・管理の正確性・利便性向上	システム上に自動で記録・保存 メリット ★運行管理者等の長時間労働の軽減 ★点呼の正確性向上

本パンフレットの読み方

貨物自動車運送事業者の場合は、運行管理者を貨物自動車安全管理者に読み替えてください。運行管理者等には、補助者を含みます。運転者等には、特定自動運行保安員を含みます。

2

遠隔点呼

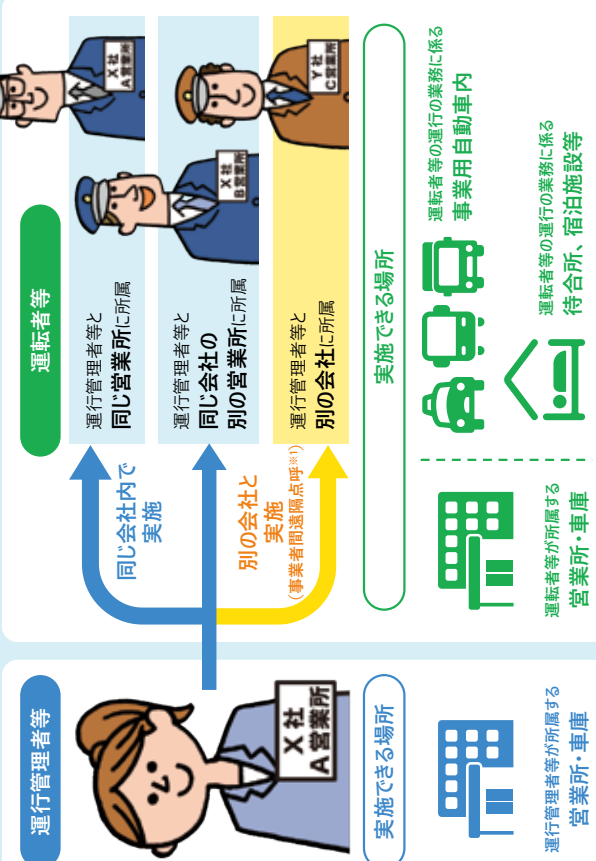
遠隔点呼とは？

遠隔点呼は、要件を満たす機器・システムを用いて、運行管理者等と運転者等が離れた場所から、ビデオ通話のような形で点呼を実施するものです。

遠隔点呼の流れ



遠隔点呼を実施できる範囲と場所



※1 事業者間遠隔点呼を行う場合には業務の管理受委託の許可が必要。p6「遠隔点呼を行うには、どのような手続きが必要なの？」を参照。
※2 点呼実施者が運行管理者の場合には、運転者等が所属する営業所の運行管理者が実施したもののみならず、点呼実施者が補助者の場合には、運転者等が所属する営業所の補助者が実施したもののみならず。

2

遠隔点呼機器には、どのような機能が必要なの？

国土交通省が定める遠隔点呼機器の要件を満たす機器を使用する必要があります。

遠隔点呼機器の構成例

映像と音声によるやり取りや点呼に必要な情報の確認ができるよう、以下のような機器を使用します。



遠隔点呼機器の要件

なりすましの防止

生体認証等 (例：顔認証、指紋認証、静脈認証) により運行管理者等や運転者等を確実に識別できること。

ポイント

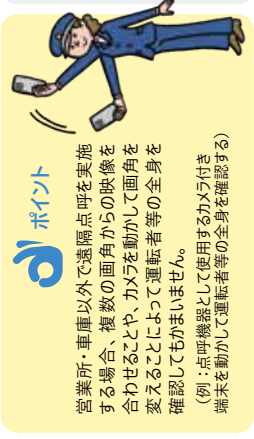
- ・生体情報は、事前に点呼機器に登録する必要があります。
- ・生体認証等は、点呼を実施する時には毎回行う必要があります。

NG例

ID・パスワード入力のみでの認証、免許証・乗務員証のみでの認証

映像と音声による確認

映像と音声によって、運行管理者等が、運転者等の顔の表情、全身、酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況をしっかりと確認できること。



2 遠隔点呼

遠隔点呼実施営業所間での情報共有

遠隔点呼に必要な以下の情報が遠隔点呼実施営業所間で共有され、点呼を実施する運行管理者等が確認できること。

共有・確認が必要な情報	<ul style="list-style-type: none"> ・日常の健康状態 ・乗務員等台帳の内容 ・労働時間 ・過去の点呼記録 ・指導監督の記録 ・事業用自動車の整備状況 ・運行に要する機行品
-------------	---

酒気帯び・健康状態・日常点検結果の確認・記録

以下の事項を確認・記録できること。

確認事項	確認タイミング	記録内容
酒気帯びの有無	業務前 業務後	・アルコール検知器の測定結果 ・検知器使用中の静止画や動画
疾病・疲労・睡眠不足等の状態	業務前	・疾病・疲労・睡眠不足等の確認結果
日常点検結果	業務前	・日常点検結果

運転者等への指示事項

点呼を実施する運行管理者等が、運転者等に伝達すべき事項を確認できること。

点呼の記録・保存

点呼結果と、機器故障が発生した場合はその日時・内容が電磁的方法により記録され、1年間保存*されること。
静止画・動画・音声以外の記録をCSV形式で出力できること。
(記録の修正や消去ができる場合は、修正前の情報が保存され、消去できないこと。)

記録・保存が必要な点呼結果	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・運行管理者等の氏名 ・運転者等の氏名 ・車両番号 ・点呼実施日時 ・点呼方法 ・アルコール検知器の測定結果及び酒気帯びの有無、測定時の静止画又は動画 ・点呼場所（営業所・車庫以外で実施した場合） ・その他必要な事項
	業務前	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病、疲労、睡眠不足等により安全な運行をできないおそれの有無 ・日常点検や自動運行装置の設定状況の確認結果 ・運転者等に対する指示事項 ・業務不可と判断した場合の理由と代替措置の内容
	業務後	<ul style="list-style-type: none"> ・車両、道路及び運行の状況 ・交替する運転者等に対する通告

*一般貨物旅客自動車運送事業者においては、点呼記録の3年間の保存とともに、点呼中の動画・録音の90日間の保存が義務付けられています。

2 遠隔点呼

遠隔点呼を行う施設・環境はどのように整えるの？

遠隔点呼では運行管理者等と運転者等が同じ場所にいませんが、運転者等の様子を確認できるように点呼場所の明るさの確保や撮影機器の設置、通信環境の確保が必要です。

点呼場所の明るさの確保

運行管理者等が運転者等の顔の表情、全身、酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を映像ではっきりと確認できる環境照度を確保すること。



点呼場所が暗く、運行管理者等が運転者等の表情や顔色がはっきりと確認できない。



点呼が途絶しないように必要な通信環境を整備すること。運行管理者等と運転者等の対話が妨げられないように、必要な通話環境を確保すること。

- ・頻繁に映像が停止したり、音声途切れたりする。
- ・通話にノイズがのめっていたり、点呼場周辺の雑音で音声聞き取りづらかったりする。

通信環境の確保

遠隔点呼を行う上での遵守事項には、どのようなものがあるの？

点呼が確実に実施されるよう、事業者は以下のことを遵守する必要があります。

適切な情報共有

運行管理規程の明記と教育・指導

遠隔点呼の実施に必要な事項について、あらかじめ運行管理規程に明記し、運行管理者等や運転者等の関係者に周知すること。

個人情報扱い

生体認証等に係る情報や健康状態の測定結果等の取扱いについて、事前に運転者等の同意を得ること。
別の会社と遠隔点呼を実施する場合
事業者間遠隔点呼に係る業務の管理受委託について、あらかじめ国土交通大臣の許可を得ること。

- ① p6「遠隔点呼を行うには、どのような手続が必要なの？」を参照



運行管理規程は、業界団体等が提供するひな形を活用する場合にも、事業の形態や実情に合わせて作成し、運用することが大切です。

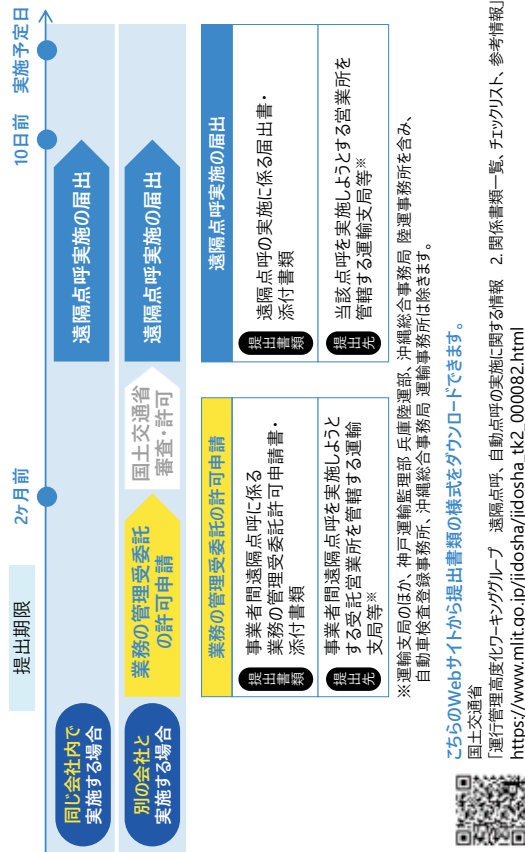
2 遠隔点呼

運用体制の整備

- 運行に関する事前の情報把握
 - 運行管理者等は、地理情報や道路交通情報等、業務の遂行に必要な情報を把握しておくこと。
 - 面識のない運転者等に対して遠隔点呼を実施する場合
 - 運行管理者等は、あらかじめ運転者等と対面又はオンラインで面談する機会を設け、運転者等の表情、運転者の健康状態・適性診断の受診結果、その他必要な事項について確認を行うこと。
 - 運行中の車両位置の把握
 - 運行管理者等は、点呼の未実施を防ぐため、運行中の車両位置の把握に努めること。
 - 運転者等の携行品の確認
 - 運行管理者等は、運転者等の携行品の保持状況や返却状況を確認すること。
 - 点呼の実施場所の確認
 - 運行管理者等は、待合所、宿泊施設等にいる場合は、事業者があらかじめ定められた場所で点呼を受けていることを映像で確認すること。
- 非常に備えた体制整備
 - 運転者等が業務不可となった場合
 - 点呼の結果、運転者等が業務不可となった場合、点呼を行った運行管理者は、直ちに運転者等の所属する営業所の運行管理者等に連絡すること。
 - 運転者等の所属する営業所では、代替措置を講じることができる体制を整えること。
 - 遠隔点呼の実施が困難となった場合
 - 機器故障等の場合、運転者等と同じ営業所に所属する運行管理者等が対面点呼その他実施が認められている方法で点呼ができる体制を整備すること。

遠隔点呼を行うには、どのような手続きが必要なの？

管轄の運輸支局等に対して必要な手続きを行う必要があります。



3

業務前・業務後自動点呼

自動点呼とは？

自動点呼とは、国土交通省の認定を受けた機器・システムを用いて、運行管理者等が作成した点呼予定に基づいて、運転者等が運行管理者等の立ち会いなしに点呼を実施するものです。

自動点呼の流れ

事前準備

運行管理者等が運転者等ごとに点呼の予定をシステムに入力



点呼実施

運行管理者等の立ち会いなしに運転者等が点呼を実施



結果確認

運行管理者等がシステム上で点呼結果を確認



自動点呼を実施できる場所

運転者等

実施できる場所



運転者等が所属する
営業所・車庫

運行管理者等の
立ち会いは不要※1



運転者等の運行の業務に係る
事業用自動車内※2



運転者等の運行の業務に係る
待合所、宿泊施設等※2

※1 運行管理者等は、自動点呼実施中の立ち会いは不要ですが、事前に点呼予定などの必須事項をシステムに入力しておくことが求められます。
なお、自動点呼は、運転者等が所属する営業所の運行管理者が実施したものとみなされます。

※2 当該場所での実施に対応した機器を使用することが必要です。

自動点呼には、どのような機器を使えば良いの？

国土交通省が定める要件を満たし、
国土交通省による認定を受けた機器を使用する必要があります。

国土交通省の認定を受けた自動点呼機器

国土交通省「運行管理高度化ワーキンググループ 遠隔点呼、自動点呼の実施に関する情報」
3. 認定を受けた自動点呼機器一覧

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_rik2_000082.html



自動点呼機器の要件

点呼の予定入力・確認

運行管理者等が以下の事項を入力・確認できること。

- 入力事項** 運転者等ごとの点呼予定、責任を持つ運行管理者の氏名
- 確認事項** 点呼の実施状況、実施結果

なりすましの防止

生体認証等により運転者等を確実に識別し、識別できた場合に点呼が開始されること。

酒気帯び・健康状態・日常点検結果の確認・記録

以下の事項を確認・記録できること。
確認の結果、異常があった場合には、運行管理者へ通知が発出され、点呼が中断・中止されること。

確認事項	確認タイミング	異常があった場合	記録内容
酒気帯びの有無	業務前	業務後	<ul style="list-style-type: none"> アルコール検知器の測定結果 検知器使用中の静止画や動画
健康状態	業務前	点呼中断 ※運行管理者が運行の安全を確保できると判断した場合、点呼を再開可能	<ul style="list-style-type: none"> 体温・血圧計の測定結果と平時の値との差異 疾病・疲労・睡眠不足等の申告結果
日常点検結果 自動運行装置の設定状況	業務前	点呼中止	<ul style="list-style-type: none"> 日常点検結果や自動運行装置の設定状況

本人確認と機器作動のタイミミング

アルコール検知器や体温・血圧計の使用前や使用中に生体認証等により運転者を確認し、識別できた場合に測定機器が作動すること。
アルコール検知器については、点呼が開始され、生体認証等が行われた後に作動すること。



体温・血圧の測定では平時の値との差異を確認するため、自動点呼機器の使用開始までに運転者の平時の値を把握し、点呼機器に登録することが必要です。

運転者等からの報告

業務後 運転者等が以下の事項を報告でき、報告内容を記録できること。

- 報告事項
- 運行の業務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況
 - 交替する運転者等に対する通告

運転者等への指示事項

運転者等に対する運行管理者からの指示事項を、運転者等ごとに画面表示又は音声により伝達できること。

点呼の完了・予定超過の通知

- 共通** 必要な確認・判断、記録がなされない場合や機器が故障している場合には、点呼が完了されないこと。
- 業務前** 自動点呼が完了した場合には、運転者等がそのことを明確に確認できる表示がなされること。
- 共通** 予定時刻を過ぎても点呼が完了しない場合には、運行管理者等に対して通知が発出されること。

点呼の記録・保存

点呼結果と、機器故障が発生した場合はその日時・内容が電磁的方法により記録され、1年間保存※されること。
静止画・動画・音声以外の記録をCSV形式で出力できること。
(記録の修正や消去ができる場合は、修正前の情報が保存され、消去できないこと。)

記録・保存が必要な点呼結果	共通	業務前	業務後
<ul style="list-style-type: none"> 自動点呼に責任を持つ運行管理者の氏名 運転者等の氏名 車両番号 点呼実施日時 点呼方法 アルコール検知器の測定結果及び酒気帯びの有無、測定時の静止画又は動画 自動点呼の実施状況を記録できる静止画又は動画 点呼場所（営業所・車庫以外で実施した場合） その他必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> 体温・血圧の測定値と平時との差異 疾病、疲労、睡眠不足等により安全な運行をできないおそれの有無 日常点検や自動運行装置の設定状況の確認の結果 	<ul style="list-style-type: none"> 運転者等に対する指示事項 点呼を中断・再開した場合、中断に至った判定結果と再開を判断した運行管理者の氏名 業務不可と判断した場合の理由と代替措置の内容 	<ul style="list-style-type: none"> 車両、道路及び運行の状況 交替する運転者等に対する通告

※一般貸切旅客自動車運送事業者においては、点呼記録の3年間の保存とともに、点呼中の動画・録音の90日間の保存が義務付けられています。 9

3 業務前・業務後自動点呼

自動点呼を行う施設・環境はどのように整えるの？

自動点呼では運行管理者等が立ち会う必要がありませんが、点呼の実施中や終了後に運転者等の様子を確認できる撮影機器の設置や点呼を確実に実施できる通信環境の確保が必要です。

運転者等を映す撮影機器の設置

なりすまし、アルコール検知器や体温・血圧計の不正使用、指定の場所以外での点呼の実施を防ぐため、運行管理者等が運転者等の全身の映像を確認できるように、ビデオカメラ等を設置すること。



ポイント

撮影機器としてドライブレコーダーを使用する場合は、広角のカメラを使用し、運転者等以外の人が映るなど、なりすましや不正が行われていないか確認できるようにしてください。

(例：車内で点呼を実施する場合、車内全体が映っており、本人が点呼を実施していることに疑いがないような映像となっていること)

通信環境の確保

点呼が途絶しないように必要な通信環境を整備すること。

NG例

クラウドへの接続が頻繁に途切れ、運行管理者等への通知や点呼記録の保存に問題が生じる。

自動点呼を行う上での遵守事項には、どのようなものがあるの？

点呼が確実に実施されるよう、事業者は以下のことを遵守する必要があります。

適切な情報共有

個人情報の扱い

運行管理規程への明記と教育・指導
自動点呼の運用に必要な事項について、あらかじめ運行管理規程に明記し、運行管理者等や運転者等の関係者に周知すること。
機器の使用手法や故障時の対応等について関係者に適切に教育・指導すること。

- ・運行管理規程は、業界団体等が提供するものな形を活用する場合にも、事業の形態や実情に合わせて作成し、運用することが大切です。
- ・使い方を緊急連絡先を記載したマニュアルを点呼場に設置して、確認する習慣づけをさせたり、点呼機器の使い方の研修を行ったりするなど、関係者への教育・指導を行いましょう。

ポイント

3 業務前・業務後自動点呼

運用体制の整備

点呼予定の入力と点呼の不正・未実施の防止

運行管理者等は、運転者等ごとに、あらかじめ点呼の実施予定を点呼機器に入力すること。点呼の実施結果や実施の様子を適宜確認し、点呼の未実施や定められた場所以外での実施を防止すること。

点呼機器の管理

点呼機器を常に正常に作動する状態に保持すること。

点呼を営業所又は車庫で実施する場合は、点呼機器が持ち出されないように措置を講ずること。

運転者等の携行品の確認

運転者等が携行品を確実に携行・返却したことを確認できる体制を整備すること。

早急な報告を要する場面の対応に関する指導

運行管理者等や運転者等の間で早急に報告する必要がある事項について、両者間で速やかに報告されるようにすること。

ポイント

営業所・車庫で自動点呼を行う場合は、点呼機器が持ち出され、定められた場所以外で自動点呼が行われないよう、点呼機器をワイヤーロックで固定するなどの措置を行いましょう。

非常時に備えた体制整備

点呼の確認事項に異常があった場合

運転者の酒気帯びが確認された場合、健康状態や日常点検結果に異常があった場合、運行管理者が対応できる体制を整備すること。

予定時刻を過ぎても点呼が完了しない場合

予定時刻を過ぎても点呼が完了しない場合に、運行管理者等が対応できる体制を整備すること。

自動点呼の実施が困難となった場合

機器故障等の場合、運転者等と同じ営業所に所属する運行管理者等が対面点呼が対面点呼が認められている方法で点呼ができる体制を整備すること。

ポイント

- ・点呼の確認項目に異常があった場合の体制として、運転者等の状況を対面での会話やビデオ通話等で確認できるようにしておくことが考えられます。
- ・自動点呼を実施できなくなった場合の体制として、営業所に出動して対面点呼を実施する担当者を決めておくことが考えられます。

自動点呼を行うには、どのような手続きが必要なの？

管轄の運輸支局等に届出を行う必要があります。



こちらのWebサイトから提出書類の様式をダウンロードできます。

国土交通省

「運行管理高度化ワーキンググループ 遠隔点呼、自動点呼の実施に関する情報」
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000082.html



自動点呼実施の届出	
提出書類	自動点呼の実施に係る届出書・添付書類
提出先	当該点呼を実施しようとする営業所を管轄する運輸支局等* * 運輸支局のほか、神戸運輸監理部、兵庫陸運部、沖縄総合事務局、陸運事務所を含み、自動車検査登録事務所、沖縄総合事務局 運輸事務所は除きます。

「年末・年始労働災害防止強調運動」実施中です！

～ 12月1日から1月31日 ～

陸災防では、12月1日から1月31日まで「年末・年始労働災害防止強調運動」を実施中です。

「陸上貨物運送事業労働災害防止計画」（令和5年度～令和9年度）に基づき、

- ① 死亡災害件数については、本計画期間中に前計画期間中の死亡災害件数から5%以上の減少を目指す。（令和7年は、86人以下。）
- ② 荷役労働災害の大幅な減少を目指す。特に、墜落・転落災害について、本計画期間中に前計画期間（2018年度から2022年度）中の死傷災害件数から5%以上の減少を目指す。（令和7年は、4,141人以下。）
- ③ 安全衛生推進者の選任を徹底し、安全衛生推進者のレベルアップのための能力向上教育を充実する。

といった目標を設定し、一層積極的な安全衛生活動を展開しているところです。

令和7年の労働災害発生状況（1～8月速報値）は、死亡者数が49人（前年同期比－18人、－26.9%）と大幅に減少しています。

死傷者数も9,049人（前年同期－611人、－6.3%）と減少しているものの、型別では「墜落・転落」による災害が依然として多発しているほか、「転倒」による災害も増加傾向にあり、これらの災害について、より一層強力に取り組む必要があります。

こうした陸運業における労働災害の現状と課題を踏まえ、その防止対策を推進するに当たり、各企業・事業場においては、労働安全衛生関係法令を遵守することはもとより、安全衛生推進者の選任など職場の安全衛生管理体制を確立して適切に機能させるとともに、経営者と従業員が一致協力して自主的な安全衛生活動を継続的・効果的に行っていくことが何より重要です。

こうした認識の下、本年12月1日(月)から令和8年1月31日(土)までの2か月間を、令和7年度年末・年始労働災害防止強調運動期間として、労働災害防止の重要性についてさらに認識を深め、労働災害防止のために以下とお取り組みすることとしています。

各企業・事業場におかれましては、経営トップが労働災害防止のためにその所信を明らかにし、自らが職場の安全パトロール等を行い、労働災害防止について従業員へ呼びかけを行ってください。また、「職場の安全衛生自主点検表」を用いて安全衛生管理体制を確認いただくとともに、「荷役ガイドライン」に基づき、荷主等の協力を得て積卸し作業の内容の確認・把握を行い、荷役作業に伴う安全上の確認事項をあらかじめ運転者に提供できるよう、荷主等との「運送契約時に必要な連絡調整に係る事項」の文書による取決めや「安全作業連絡書」をご活用ください。定期健康診断の完全実施と事後措置の徹底も併せてお願いいたします。

経営者と従業員が一致協力して自主的な安全衛生活動を継続的・効果的にお取り組みいただきますようお願いいたします。

「実施要綱」及び「職場の安全衛生自主点検表」↓

<http://rikusai.or.jp/wp-content/uploads/pdfs/youkou.pdf>



沖縄県交通遺児育成会に寄付金贈呈

去る12月24日(水)、当協会は(公財)沖縄県交通遺児育成会に対し、11月6日開催のチャリティーゴルフ大会及び当協会設置の募金箱に寄せられた寄付金458,747円を贈呈いたしました。

同育成会によると、皆様からのご支援を「返済不要の奨学金」として給付し、ご家族にとって大きな心の支えとなり希望となっているとのこと。

寄付にご協力いただいた会員の皆様に深く感謝申し上げます。



新城会長(右から2番目)から「育成会」仲田 国子 事務局長(中央)へ寄付金贈呈



2026年 1月行事予定

- 1(木) 元日
- 8(木) 全国専務理事業務連絡会議(ホテル日航奈良) 14:00～
- 9(金) 新年祈願祭(波上宮) 10:10～/令和8年度陸運交通関係団体新年賀詞交歓会(ノホテル沖縄) 18:30～
- 12(月) 成人の日
- 14(水) 物流セミナー～物流改正法等について～(沖ト協 5F研修室) 14:00～16:00
- 15(木) 物流出前授業(沖縄職業能力開発大学校)午後/整備管理者選任(前)研修(宮古地区トラック組合) 13:30～17:00
- 16(金) 整備管理者選任(後)研修(宮古地区トラック組合) 09:00～12:00
- 17(土) 省エネ運転講習会(沖ト協 4F研修室) 09:00～16:00
- 20(火) 全ト協会新年賀詞交歓会(パレスホテル東京)
- 21(水) プラン2025目標達成フルセミナー(沖ト協 5F研修室) 13:30～16:30
- 23(金) 第2回総務・企画委員会(ホテルモーリアクラシック沖縄) 14:00～/第2回物流政策懇談会(ホテルモーリアクラシック沖縄) 16:00～
- 26(月) 運行管理者等基礎講習(浦添市産業振興センター 3F)～28日/整備管理者選任(前)研修(陸運事務所会議室) 09:00～12:30/13:30～17:00
- 27(火) 整備管理者選任(前)研修(陸運事務所会議室) 09:00～12:30/13:30～17:00

- 29(木) 整備管理者選任(前)研修(八重山トラック組合) 13:30～17:00
- 30(金) 沖縄労働局・労働災害防止団体等連絡協議会(沖ト協 4F研修室) 13:30～15:30/整備管理者選任(後)研修(八重山トラック組合) 09:00～12:00

2026年 2月行事予定

- 4(水) 第126回交通対策委員会(全ト協) 13:30～ 予定
- 5(木) 整備管理者選任(前)研修(大西区公民館) 13:30～17:00
- 6(金) 整備管理者選任(後)研修(大西区公民館) 09:00～12:00
- 9(月) 第4回九州ブロック専務理事業務連絡会議及び事務局長業務連絡会議(佐賀市) 13:30～
- 11(水) 建国記念日
- 12(木) 陸災防:九州・沖縄ブロック支部長・事務局長会議(長崎市) 15:00～
- 13(金) 整備管理者選任(後)研修(陸運事務所) 09:30～12:30/13:30～16:30
- 17(火) 過労死等防止対策セミナー(沖ト協 5F研修室) 13:30～16:30
- 20(金) 全ト協海上コンテナ部会長合同会議(ザ・プリンス さくらタワー東京) 15:00～
- 23(月) 天皇誕生日
- 25(水) 第59回環境対策・GX委員会(全ト協) 13:30～(予定)
- 26(木) 第25回労働安全・災害防止委員会(全ト協) 13:30～(予定)

会員だより

◆入会

事業所名/代表者名	電話	F A X	〒	所在地
仲門運送/仲門 博文	098-997-4338		901-0361	糸満市字糸満1007番地
(株)三志act.	0980-87-6714	0980-87-6724	907-0003	石垣市平得12-1 カンセイホーム平得1-B
(株)かりゆし産業	0980-52-7067	0980-52-7067	905-0006	名護市宇宇茂佐1968-5番地
(株)ワンエイト	098-921-2378	098-921-2398	904-2142	沖縄市登川3丁目42番12号
(有)大山コンクリート工業	098-897-9146	098-898-6828	901-2223	宜野湾市大山7丁目4-11
(株)神里開発	098-987-0768	098-987-0769	901-0314	糸満市座波28番地1-1F

2026年 交通安全 ~子どもたちの願い~ カレンダー

「トラックの日」絵画コンクール優秀作品 (2025年度)

トラックと暮らし部門



最優秀賞

「カラフルGO」

曙小学校 3年1組 祖堅 力輝



最優秀グランプリ

「その一杯でトラック苦(ク)に!」

曙小学校 6年2組 鶴田 優呂

飲酒運転根絶部門



最優秀賞

「NOんだらNOむな!」

安謝小学校 6年2組 親川 紫

金賞



金賞

「ゆうびんはいたつトラック」
曙小学校 1年2組 新井 結奈



金賞

「レポートトラック」
曙小学校 2年1組 徳丸 湊



金賞

「旅するホテルトラックさあ出発!」
安謝小学校 3年1組 謝名 亜花梨



金賞

「音楽をはこぶトラック」
安謝小学校 4年3組 小野 日向子



金賞

「遊園地トラック」
曙小学校 5年1組 屋良 美優南



金賞

「飲酒運転は犯罪です」
安謝小学校 6年3組 渡久地 壮真



「ダンストラック」
安謝小学校 1年3組 上原 穂希



「飲酒運転のまじへ」
安謝小学校 5年2組 吉平 龍貴



「誰にでも、優しい心」
安謝小学校 6年2組 宮城 智紀



「汗をかきながら働くおまわり」
安謝小学校 6年2組 比嘉 心音



「さけむらならのるトラック」
曙小学校 3年1組 興儀 美莉



「STOP 飲酒運転」
曙小学校 3年2組 金城 玲愛



「飲酒運転絶対ダメ」
曙小学校 5年1組 眞理志 結菜



「トラックと共に出」
曙小学校 5年1組 知念 瑠璃



「飲酒運転は絶対にダメ」
曙小学校 6年1組 宮城 智紀



「のんたらのな」
曙小学校 6年1組 我部 杏林



「トラックが通っているのは、建物だけ?」
曙小学校 6年1組 知念 瑠璃



「オクト」
曙小学校 6年1組 小嶋川 雅太郎



「飲酒運転絶対ダメ」
曙小学校 6年2組 成水 一郎



「おさないんしゃうんでん」
米須小学校 3年1組 熊谷 海



「飲酒運転で起こす大きな事故」
大名小学校 4年1組 石原 栄実

1							2							3							4							5							6						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
4	5	6	7	8	9	10	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	5	6	7	8	9	10	11	3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13
11	12	13	14	15	16	17	8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14	12	13	14	15	16	17	18	10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20
18	19	20	21	22	23	24	15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21	17	18	19	20	21	22	23	17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27
25	26	27	28	29	30	31	22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28	26	27	28	29	30	24	25	26	27	28	29	30	28	29	30	28	29	30			

7							8							9							10							11							12						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8	6	7	8	9	10	11	12	4	5	6	7	8	9	10	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14	15	13	14	15	16	17	18	19	11	12	13	14	15	16	17	8	9	10	11	12	13	14	6	7	8	9	10	11	12
19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22	20	21	22	23	24	25	26	18	19	20	21	22	23	24	15	16	17	18	19	20	21	13	14	15	16	17	18	19
26	27	28	29	30	31	23	24	25	26	27	28	29	27	28	29	30	25	26	27	28	29	30	31	29	30	22	23	24	25	26	27	28	20	21	22	23	24	25	26		